

2012年9月20日

## 「インド：小売業への外資出資比率規制緩和

### ～複数ブランド小売業への51%出資を認める～」

三菱東京UFJ銀行  
国際業務部

インド政府は、9月14日、インド国内の小売業への外資出資比率規制を緩和することを決定した。複数ブランド小売業（ ）への51%出資を認める。規制緩和が実施される時期については、今後、公示される見込み。

インドでは、単一のブランドを扱う小売業と、複数のブランドを扱う小売業（＝総合的な小売業）において外資規制が異なっている。

本規制緩和は、2011年11月24日に閣議決定されていたが、インド国内のコンセンサスを得るべく、実施されずにいた。今般、新たに各州が「外資出資比率規制緩和への賛否」を明確にし、賛成した州については実施の方向性が示された。

インドにおいては、州内の商業活動（Trade & Commerce within State）は州政府が対応を決定することができるため、本規制緩和を受け入れるかどうかは、州別に対応が分かれる。以下の「規制緩和に賛成している州」では緩和が実施されるとみられるが、「態度を保留・反対している州」においては、当面、緩和が実施されない可能性がある。

#### 【今回の規制緩和に賛成している州】

デリー首都圏、アッサム州、マハーラーシュトラ州、アーンドラ・プラデーシュ州、ラージャスターン州、ウッタラカンド州、ハリヤーナ州、マニプル州、ダマン・ディウ、ダドラ・ナガル・ハヴェリ

#### 【今回の規制緩和に態度を保留している州】

ビハール州、カルナータカ州、ケーララ州、マディヤ・プラデーシュ州、トリプラ州、オディシャ州

#### 【今回の規制緩和に反対している州】

グジャラート州、ウッタルプデーシュ州、ベンガル州

外資系企業が複数ブランド小売業（MBRT）に51%出資する際の条件は、以下の通り。

1. 小売業は、本規制緩和に合意した州、もしくは将来合意した州において店舗展開が可能であ

る。小売店舗展開の際には、当該州の店舗設置関連法や規制に従うものとする。

2. 小売店舗は、2011年の人口センサスに基づく「人口100万人以上の都市」、または当該都市から10km圏内に立地するものとする。州や直轄地において2011年の人口センサスに基づく「人口100万人以上の都市」がない場合は、州や直轄地の判断によって、都市を選ぶことができるが、大きな都市が望ましい。また、店舗は当該都市から10km圏内に立地するものとする。いずれの場合も、当該都市の都市計画に従うものとし、車両のアクセスや駐車場の整備を必要条件とする。
3. 投資額は1億米ドル以上。
4. 投資額の50%以上は、投資決定後、3年以内に「バックエンド・インフラ ( backend infrastructure )」に投資するものとする。バックエンド・インフラとは、フロント・エンド・ユニットを除く全てを指し、加工( processing ) 製造( manufacturing ) 流通( distribution ) デザイン改良 ( design improvement ) 品質管理 ( quality control ) 包装 ( packaging ) 物流 ( logistics ) 保管 ( storage ) 倉庫 ( warehouse ) 農産品用インフラ ( agriculture market produce infrastructure ) などを含む。土地取得代金や賃料はバックエンド・インフラの整備費用に含まない。
5. 商品の調達 ( 1 ) の30%以上をインド国内の小企業 ( 2 ) から行うこと。
  - 1 : the procurement of manufactured/processed products
  - 2 : Indian “ small industries ” which have a total investment in plant & machinery not exceeding US \$ 1.00 million. This valuation refers to the value at the time of installation, without providing for depreciation. Further, if at any point in time, this valuation is exceeded, the industry shall not qualify as a “ small industry ” for this purpose.
6. その他の条件は、2011年11月24日に閣議決定されたものを適用する。したがって、実施が延期されていた「2011年11月24日の閣議決定の凍結」は、解除される。

インド政府は、本規制緩和により、以下のメリットがあるとみている。

1. 国内のサプライチェーンが近代化される。
2. 農産物輸送時のロスが減少し、農民が農産品の出荷により、利益を手にすることが可能になる。
3. グローバルなリテール・チェーンの外国投資家が「調達の30%をインドの中小企業から行う規定」に従い、インド国内の中小企業から調達を行うことにより、小規模の製造業者にもメリットが生じる。
4. 若者の雇用機会が拡大する。
5. 外国からの投資が拡大する。

《参照サイト：インド政府サイト》

Permitting FDI in multi-brand product retail trading

<http://pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=87768>

<http://www.pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=86040>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

国際業務部（東京）地域戦略グループ

中村 美宏 E-mail: [yoshihiro\\_4\\_nakamura@mufg.jp](mailto:yoshihiro_4_nakamura@mufg.jp)

森 剛彦 E-mail: [takehiko\\_mori@mufg.jp](mailto:takehiko_mori@mufg.jp)

国際業務部（大阪） 水野 勇 E-mail: [isamu\\_mizuno@mufg.jp](mailto:isamu_mizuno@mufg.jp)

レポート作成： 国際業務部 北村広明

E-mail: [hiroaki\\_2\\_kitamura@mufg.jp](mailto:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp)

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。